

インフォメーション

稚内税務署から消費税 についてのお知らせ

消費税の帳簿への
記帳が必要です

消費税の申告が必要な方（「課税事業者」といいます）は、取引先の相手方や取引内容、取引金額など消費税法で定められている事項を帳簿に記帳し、取引に関する請求書などを保存する必要があります。

消費税の簡易課税制度を
選択する方は届出書の
提出をお忘れなく！

平成15年分の消費税の対象となる収入（「課税売上高」といいます）が、5,000万円以下の場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、平成17年分の消費税の申告において、消費税の簡便計算（「簡易課税制度」といいます）を選択することができます。

簡易課税制度の選択を希望される方は、提出期限までに届出書の提出をお忘れなく。詳しくは、

● 稚内税務署

☎0162-33-1155まで

なお、札幌国税局ホーム

ページからも、改正消費税の概要についてご覧になることができます。

<http://www.sapporo.nta.go.jp/1/kaiseisyouthizei/index.htm>

稚内労働基準監督署 からのお知らせ

サービス残業を
なくしましょう



労働基準法では、労働者に原則1日8時間・1週40時間を超えて労働させた場合、時間外手当を支払うよう定めております。

事業主の皆様におかれましては、時間外手当の不払いや一部カットなど不適切な取扱いをされないようお願いします。詳しくは、

● 稚内労働基準監督署

☎0162-23-3833まで

稚内労働基準監督署 からのお知らせ2

北海道最低賃金の
お知らせ

平成16年10月1日より、北海道最低賃金が改正されました。北海道最低賃金は、北海道で働くすべての労働者（臨時・パートタイマー・アルバイトを含む）に適用されます。

最低賃金額
時間額638円

※日額は廃止され、時間額のみとなっています。

※特定の産業（「乳製品・糖類製造業」「電気機械器具製造業・情報通信機械器具製造業・電子部品、デバイス製造業」など）で働く人には、産業別最低賃金が適用されます。

最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時支払賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

また、最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

詳しくは、

● 稚内労働基準監督署

☎0162-23-3833まで